

第4章 保存の基本理念と整備の基本方針

史跡は、今からおよそ3千年前の縄文時代に形成された盛土が、部分的に破壊されながらも今日までその姿を留めており、縄文の原風景とでも言うべき景観が残されているところが重要である。しかも、盛土とその間を貫く道を中心に竪穴住居跡や貯蔵穴、墓穴などが計画的に配置されていることが判明し、当時のムラの姿を知る上でも貴重な遺跡として後世に残す意義がある。

本編では、整備・活用の基本方針を明らかにする。

1. 保存の基本理念

史跡は、縄文時代中期から晩期の長期にわたる土地利用の痕跡が確認されており、とくに後・晩期には印旛地域の中心的な集落であったことがこれまでに発見されたさまざまな遺構と豊富な遺物から推察される。

印旛沼周辺には、同時期の大規模な遺跡がおおよそ2～4km間隔で分布しているが、近世以降の開墾や現代の宅地造成等の開発行為により遺存状況は芳しくない状況にあって、今日まで縄文時代の盛土が良好に残されていることは奇跡的とも言える。

盛土の内部構造については、昭和45・48年、平成14年の調査成果から推し量ることしかできず、その成り立ちや性格については未だ不明な部分が多い。しかし、大形建物跡や大形土坑といった遺構や大量の土偶、土器塚にみられる土器の大量保有など、学術的価値は高い。

史跡指定は、こうした学術上の価値を未来へ継承することが目的であるが、一方で、国民共有の財産として整備・活用されるべきものである。そのため、本史跡を印旛地域の歴史と文化の学習の場として、地域住民の主体的な学習意欲や郷土への愛着心、誇りを育むことを基本理念とする。

また、周辺が土地区画整理によって景観が大きく変貌し新しい街づくりが進行する中において、史跡は貴重な緑地としての価値をも有する。この歴史遺産と自然環境を地域の財産として認識し、周辺の公共施設や歴史遺産、自然環境と一体化した保存を図る。

2. 整備の基本方針

上記の基本理念に基づき、以下の5つのテーマを設定し、進める。

(1) 縄文時代の原風景と現状の自然景観とが調和した保存・復元

- ・盛土を保護するとともに、現状の自然景観を損ねない範囲で当時の植生を学習できる場を設ける。

(2) 遺跡を総合的に理解できるような展示・活用

- ・史跡の学術的価値を紹介するためのガイダンス施設を設け、必要な情報発信の場として活用する。
- ・小学校の学習教材としての活用を図る。

(3) 遺跡の性格を究明するための調査・研究

- ・遺跡の性格を究明するための調査・研究を継続的に実施するとともに、その成果を研究者のみならず広く市民に提供する。

(4) 周囲と一体化した土地利用

- ・史跡範囲の追加指定を視野に入れた整備を行う。

- ・周辺の公園や公共施設などと連携し、効率的な史跡の活用を図る。
- ・周辺の歴史・自然遺産と有機的な関連をもたせた利用を図り、観光資源としての活用を図る。

(5) 史跡の周知と案内のための誘導

- ・主要な道路と駅に誘導案内板を設置する。